

水道工事共通仕様書 共通仕様書編（第2編 水道工事編） 新旧対照表

現 行	改 訂								
<p>第2編 水道工事編 第3章 管布設工事 第2節 管布設工事 3-2-9 残土等処理 残土等の処理については、第1編 1-1-19 建設副産物、第1編 3-10-12 残土受入れ施設工、第1編 4-3-7 残土処理工の規定によるものとする。</p> <p>3-2-11 支給材の取扱い 1. 支給材の取扱いにあたっては、第1編 1-1-17 支給材料及び貸与品の規定によるもののほか、次によるものとする。</p> <p>3-2-12 撤去品 1. 撤去品は、第1編 1-1-18 工事現場発生品の規定によるもののほか、次によるものとする。</p> <p>3-2-16 ダクタイル鋳鉄管の接合 (6) トルクレンチは、発注者の承認する検査所で定期的に検査を受けたものを使用しなければならない。また、工事着手前には検査証明書を提出しなければならない。</p>	<p>第2編 水道工事編 第3章 管布設工事 第2節 管布設工事 3-2-9 残土等処理 残土等の処理については、第1編 1-1-20 建設副産物、第1編 3-10-12 残土受入れ施設工、第1編 4-3-7 残土処理工の規定によるものとする。</p> <p>3-2-11 支給材の取扱い 1. 支給材の取扱いにあたっては、第1編 1-1-18 支給材料及び貸与品の規定によるもののほか、次によるものとする。</p> <p>3-2-12 撤去品 1. 撤去品は、第1編 1-1-19 工事現場発生品の規定によるもののほか、次によるものとする。</p> <p>3-2-16 ダクタイル鋳鉄管の接合 (6) トルクレンチは、以下により検査（校正）を受け、有効期限内のものを使用しなければならない。また、使用にあたっては、検査機関が発行した検査（校正）証明書の原本をあらかじめ監督員に提示し、確認を受けるとともに、その写しを提出しなければならない。</p> <p>①検査所 トルクレンチの製造業者、検定・校正等を専門に行う業者、広島市指定上下水道工業協同組合</p> <p>②検査方法等 JIS B 4652（手動式トルクツールの要求事項及び試験方法）で定められた試験方法</p> <p>③検査（校正）の有効期限</p> <table border="1" data-bbox="1256 1193 2145 1345"> <tr> <td>購入後、検査（校正）を受けていないもの</td> <td>購入後、検査（校正）を受けたもの</td> </tr> <tr> <td>①製造業者の検査（校正）証明書の有効期限</td> <td>検査日から1年間</td> </tr> <tr> <td>②使用開始日より1年間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>のいずれか早い方</td> <td></td> </tr> </table>	購入後、検査（校正）を受けていないもの	購入後、検査（校正）を受けたもの	①製造業者の検査（校正）証明書の有効期限	検査日から1年間	②使用開始日より1年間		のいずれか早い方	
購入後、検査（校正）を受けていないもの	購入後、検査（校正）を受けたもの								
①製造業者の検査（校正）証明書の有効期限	検査日から1年間								
②使用開始日より1年間									
のいずれか早い方									

3-6-3 さや管推進工

(4) 掘削土砂等の処分にあたっては、第1編 1-1-19 建設副産物、第1編 3-10-12 残土受け入れ施設工、第1編 4-3-7 残土処理工の規定によるものとする。

第4章 構造物工事

第2節 仮設工

4-2-2 測量

1. 測量については、次によるもののほか第1編 1-1-39 工事測量の規定によるものとする。

④検査(校正)証明書

以下が確認できるもの

・検査機関

・検査日

・トルクレンチの型式、製品番号

・JIS B 4652 で定められた試験方法によるトルクの誤差率の適合

※購入後、検査(校正)を受けていないものについては、使用開始日を写しに記入すること。

3-6-3 さや管推進工

(4) 掘削土砂等の処分にあたっては、第1編 1-1-20 建設副産物、第1編 3-10-12 残土受け入れ施設工、第1編 4-3-7 残土処理工の規定によるものとする。

第4章 構造物工事

第2節 仮設工

4-2-2 測量

1. 測量については、次によるもののほか第1編 1-1-41 工事測量の規定によるものとする。